

重要・保存版

京都大原学院
校長 石飛聰

台風・地震等に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、台風等により京都市（「京都南部」または「京都・亀岡」地域）に「特別警報（大雨、暴風など）」「暴風警報」または大原学区に「避難勧告」もしくは「避難指示」が発令された場合、また、「震度5弱以上の地震」が発生した場合は、以下のような措置を取りますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の情報に注意してください。

1 特別警報について

- (1) 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・深夜0時までに解除になった場合 5校時（13:35）から始業（給食は中止）
 - ・深夜0時現在、特別警報発令中の場合 臨時休業
- (3) 在校中に発令された場合は、下校の安全が確認できるまで、学校待機とします。その後、集団下校をするのか直接引き渡しをするのかは、ホームページやメール配信でお知らせいたします。不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて待機することといたします。

2 暴風警報について

- (1) 登校前に発令された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・午前7時までに解除になった場合 平常授業（8:25始業）
 - ・午前9時までに解除になった場合 3校時（10:35）から始業（給食は実施）
 - ・午前11時までに解除になった場合 5校時（13:35）から始業（給食は中止）
 - ・午前11時現在、警報発令中の場合 臨時休業
- (3) 在校中に発令された場合は、「特別警報」に準じます。

3 避難勧告・避難指示について

- ・本校の敷地は「土砂災害特別警戒区域」に含まれていることから、大原学区に「避難勧告」もしくは「避難指示」が発令された場合には、「暴風警報」に準じた措置を取ります。

4 地震（震度5弱以上）について

- (1) 登校前に京都市内において「震度5弱」以上の地震が発生した場合
 - ・下校後、深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降に発生した場合は当日を臨時休業とします。
 - ・休業日（土・日）や休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの日を臨時休業とします。
- (2) 在校中に発生した場合は、「特別警報」に準じます。